

厚木市中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画認定事務
取扱要綱に関する認定事務基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画認定事務取扱要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）に係る認定事務の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）、中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）、中小小売商業振興法施行規則（昭和48年通商産業省令第100号）及び、要綱において使用する用語の例による。

(高度化事業計画の認定基準)

第3条 認定基準は、高度化事業計画の種類に従い別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

商店街整備計画の認定基準

項目	基 準
組合員等の適格性	<ol style="list-style-type: none"> 1 商店街振興組合等の組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の数が 20 人（当該商店街整備計画に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、5 人）以上であること。 2 組合員等の 2 / 3 以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。（小売商業の業種の判定は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月 6 日総務省告示改訂版による。ただし、飲食店は小売商業に含めるものとする。） 3 組合員等のうち、小売商業者の数がサービス業者の数以上であること。 4 組合員等のおおむね 2 / 3 以上が商店街整備事業を実施しようとする商店街の区域に店舗を有するものであること。 ただし、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業その他の都市計画事業の一環として商店街整備事業が行われる場合にあってはこの限りでない。 5 商店街改造事業にあっては、組合員等（ 1 ）の 1 / 2（特別の理由があると認められるとき（ 2 ）は、5 人）以上が商店街の区域に店舗その他の施設（以下「店舗等」という。）を新設し、又は改造すること。（店舗等とは、組合員等の店舗、倉庫、事務所等の事業活動の施設を指し、商店街振興組合等の共同施設は含まない。） 6 商店街改造事業にあっては、設置される組合員等の店舗等の敷地面積の合計のうち中小企業者が設置する店舗等に係る部分が 2 / 3 以上であること。（店舗等の敷地面積の合計に当たっては、商店街振興組合等の共同施設は含まないものとする。また、郵便局、銀行等公共的な機関で商店街整備事業を推進する上においてその対象とすることが直接に必要なと認められないものを除くことができる。）
目標及び内容の適格性	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目標及び内容が、振興指針に照らして、適切なものであること。 2 当該商店街を含む地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。 3 都市計画区域であって、市街地再開発事業その他の都市計画事業に関する計画がある場合には、商店街等整備事業の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであること。 4 共同施設を整備する場合は、当該商店街の規模に対してその施設が適正な規模であること。 5 業務の集約化のために必要な共同施設（環境施設を除く。）については、当該共同施設を利用する組合員等の割合がおおむね 1 / 2 以上であり、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めるものでないこと。 6 環境施設については、設置後の維持管理の責任者が明確になっており、維持管理費の調達が確実であること。 7 振興指針に記載されている事項については、振興指針の該当部分に適合するものであり、記載されていない事項については、その内容が振興指針の趣旨に沿うものであること。
実施時期・資金額等	<ol style="list-style-type: none"> 1 商店街改造事業については、計画の認定後 1 年以内に着工し、かつ、着工後 4 年以内に完工する見込みがあること。ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、その事業の進捗状況が当該共同施設事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合は、この限りでない。 2 共同施設事業については、計画の認定後 1 年以内に着工し、かつ、着工後 2 年以内に完工する見込みがあること。ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、その事業の進捗状況が当該共同施設事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合は、この限りでない。 3 商店街改造事業については、組合員等の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。 4 共同施設事業については、当該共同施設の設置に要する費用を組合員等に負担を求める場合は、負担額の算出が公平かつ適切であること。 5 資金の調達方法が確実なものであり、かつ、商店街振興組合等又はその組合員等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

行政 庁の 特別 の 処分	<p>1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認及び第 44 条第 1 項ただし書きの許可を必要とするときは、当該確認及び許可を得ているか得る見込みがあること。</p> <p>2 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認若しくは第 32 条第 1 項の許可を必要とするときは、当該承認若しくは許可を得ているか得る見込みがあること。</p> <p>3 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の許可又は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条第 1 項の同意を必要とするときは、当該許可又は同意を得ているか得る見込みがあること。</p> <p>4 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年条例第 62 号）第 2 条の許可を得ているか得る見込みのあること。</p> <p>5 得ているか得られる見込みの有無の判断は、原則として各行政庁が発行する許可、承認若しくは同意を示す書面の写し又はこれらの処分を行う見込みについて記載した書面による。</p>
---------------------------	--

1 当該商店街の区域において、借店舗で事業を行っている又は行う予定の組合員等（中小企業者に限る。）であって、次の（1）又は（2）に該当する者は、店舗等を新設し、又は改造するものとみなすことができる。

- （1）認定計画に従って新設し、又は改造した店舗を自己の事業の用に供するため取得する者
- （2）商店街改造事業の実施後、認定計画に従って新設し、又は改造した店舗を長期間にわたり自己の事業の用に供するために賃借する者（この場合において新設し、又は改造した店舗は、賃借人である中小企業者の経営の近代化に資するものでなければならない。）

2 「特別の理由があると認められるとき」とは、商店街の区域において空き店舗等を活用する場合であって、次の条件を満たす場合をいう。

- （1）当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。
- （2）当該商店街振興組合等が、前号の構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設又は改造する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。
- （3）前号の事業を行おうとする者が、第 1 号の構想に従って事業を行うことを約していること。

別表第2（第3条関係）
店舗集団化計画の認定基準

項目	基準
の組合員等 の適合性	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業協同組合等の組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の数が20人（特別の理由があると認められる場合（1）は5人又は10人以上）であること。 2 組合員等の2/3以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。（小売商業の業種の判定は、日本標準産業分類（平成19年11月6日総務省告示改訂版による。ただし、飲食店は小売商業に含めるものとする。）
格目標及び内容の適	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目標及び内容が、振興指針に照らして、適切なものであること。 2 当該団地を含む地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。 3 都市計画区域であって、市街地再開発事業その他の都市計画事業に関する計画がある場合には、店舗集団化事業の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであること。 4 共同施設を整備する場合は、当該団地の規模に対してその施設が適正な規模であること。 5 業務の集約化のために必要な共同施設（環境施設を除く。）については、当該共同施設を利用する組合員等の割合がおおむね1/2以上であり、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めるものでないこと。 6 環境施設については、設置後の維持管理の責任者が明確になっており、維持管理費の調達が確実であること。 7 振興指針に記載されている事項については、振興指針の該当部分に適合するものであり、記載されていない事項については、その内容が振興指針の趣旨に沿うものであること。
額等 実施時期・資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、その事業の進捗状況が当該店舗集団化事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合は、この限りでない。 2 組合員等の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。 3 組合員等に負担を求める場合は、負担額の算出が公平かつ適切であること。 4 資金の調達方法が確実なものであり、かつ、事業協同組合等又はその組合員等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。
場所 設置	<p>すべての組合員等が当該団地に店舗を設置すること。</p>
行政庁の特別処分	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認及び第44条第1項ただし書きの許可を必要とするときは、当該確認及び許可を得ているか得る見込みがあること。 2 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可を必要とするときは、当該承認若しくは許可を得ているか得る見込みがあること。 3 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を必要とするときは、当該許可又は同意を得ているか得る見込みがあること。 4 神奈川県屋外広告物条例（昭和24年条例第62号）第2条の許可を得ているか得る見込みのあること。 5 得ているか得られる見込みの有無の判断は、原則として各行政庁が発行する許可、承認若しくは同意を示す書面の写し又はこれらの処分を行う見込みについて記載した書面による。

1 「特別の理由があると認められる場合」とは、次表に規定する場合をいう。

特 別 の 理 由	参加組合員等の数
1 人口 10 万人以上の市の区域内に設置され、組合員等の 2 / 3 以上が当該地区内において既に事業を行っているとき。	5 人以上
2 組合員等の 2 / 3 以上が次に掲げる区域又は地域から店舗その他の施設を移転する場合 (1) 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条第 3 項に規定する既成市街地 (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域	10 人以上
3 当該事業の実施期間中に災害、経済事情等の著しい変動により組合員等の数が 20 人未満となった場合	10 人以上
4 店舗を一の建物に集団して設置する場合であって、組合員等の 4 / 5 以上が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条に規定する小規模事業者（商業、サービス業にあつては従業員 5 人以下、製造業にあつては従業員 20 人以下）であるとき。	5 人以上
5 当該団地が商店街の区域又はその隣接地に設置され、かつ、共同施設として広場が整備される場合	5 人以上

別表第3（第3条関係）

共同店舗等整備計画の認定基準

項目	基準
組合員等の適格性	<p>1 事業協同組合又は事業協同小組合にあっては次の要件のすべてに適合するものであること。</p> <p>(1) 組合員の数が5人以上であること。</p> <p>(2) 組合員の2/3以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。（小売商業の業種の判定は、日本標準産業分類（平成19年11月6日総務省告示改訂版による。ただし、飲食店は小売商業に含めるものとする。）</p> <p>2 協業組合にあっては、次の要件のすべてに適合するものであること。</p> <p>(1) 組合員の数が5人以上であること。</p> <p>(2) 当該組合が中小小売商業者であること。</p> <p>3 合併若しくは出資により会社を設立しようとする中小小売商業者又は二以上の中小小売商業者が大部分を出資している会社において、次の要件すべてに適合するものであること。</p> <p>(1) 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が5人以上であること。</p> <p>(2) 出資により設立される会社又は二以上の中小小売商業者が大部分を出資している会社において、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が7/10以上であること。</p>
目標及び内容の適格性	<p>1 事業の目標及び内容が、振興指針に照らして、適切なものであること。</p> <p>2 当該計画に基づいて共同店舗又は店舗が設置される地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。</p> <p>3 共同店舗又は店舗と一体的に駐車場、倉庫等の付帯施設を整備することを計画の内容とする場合には、当該店舗の規模に対してこれら付帯施設が適正なものであること。</p> <p>4 都市計画区域であって、市街地再開発事業その他の都市計画事業に関する計画がある場合には、事業の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであること。</p> <p>5 振興指針に記載されている事項については、振興指針の該当部分に適合するものであり、記載されていない事項については、その内容が振興指針の趣旨に沿うものであること。</p>
額等実施時期・資金	<p>1 計画の認定後1年以内に着工し、着工後2年以内に完工すること。ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、その事業の進捗状況が当該共同店舗等整備事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合は、この限りでない</p> <p>2 共同店舗等整備事業の参加者の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。</p> <p>3 共同店舗又は店舗の設置に要する費用について、参加者に負担を求める場合は、負担額の算出が公平かつ適切であること。</p> <p>4 資金の調達方法が組合等員又は合併会社等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。</p>
床面積	<p>1 共同店舗又は店舗については、主として小売業に属する事業の用に供されるものでなければならない。ここに、主として小売業に属する事業の用に供されるとは、設置される施設（階段等の共用部分及び環境施設を除く。）の全体の床面積のうち、小売業に属する事業のために使用される床面積の占める割合が1/2以上であるものをいう。</p> <p>2 共同店舗又は店舗の床面積のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積（売場間の通路を含む。）が200㎡以上であること。</p>

行政 庁の 特別 の 処分	<ol style="list-style-type: none">1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認及び第 44 条第 1 項ただし書きの許可を必要とするときは、当該確認及び許可を得ているか得る見込みがあること。2 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認若しくは第 32 条第 1 項の許可を必要とするときは、当該承認若しくは許可を得ているか得る見込みがあること。3 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の許可又は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条第 1 項の同意を必要とするときは、当該許可又は同意を得ているか得る見込みがあること。4 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年条例第 62 号）第 2 条の許可を得ているか得る見込みのあること。5 得ているか得られる見込みの有無の判断は、原則として各行政庁が発行する許可、承認若しくは同意を示す書面の写し又はこれらの処分を行う見込みについて記載した書面による。
---------------------------	---

別表第4（第3条関係）

商店街整備等支援計画の認定基準

項目	基準
特定会社の要件	<p>特定会社は、次のいずれかの要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業者以外の会社（以下「大企業者」という。）の所有に係る特定会社の株式の数の割合が当該特定会社の発行済株式の総数の1/2未満であること。 2 大企業者の当該特定会社への出資の金額の割合が当該会社の出資金総額の1/2未満であること。 （中小企業総合事業団が出資する場合にあっては、中小企業総合事業団の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が1/2未満となることが確実に認められること）
出資者の要件	<p>当該計画を作成し認定の申請をする者が、特定会社又は特定会社を設立しようとする者にあつては次の要件のすべてに該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の2/3以上が中小企業者であること。 2 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。 3 いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社への株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が1/3未満であること。
中小要件・床面積等	<p>共同店舗を設置する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該共同店舗において事業を営む者の2/3以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。 （小売商業の業種の判定は、日本標準産業分類（平成19年11月6日総務省告示改訂版による。ただし、飲食店は小売商業に含めるものとする。） 2 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が200㎡以上であること。ここに、「小売業に属する事業の用に供する部分の床面積」とは、小売業を営む者が顧客に対して物品を販売するために使用する部分の面積（売場間の通路を含む。）をいう。
目標及び内容の適格性	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目標及び内容が、振興指針に照らして、適切なものであること。 2 当該計画に基づいて施設又は設備が設置される地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。 3 当該計画に基づいて設置される共同店舗は、豊富な品揃え等による小売機能の総合化を目指して統一的に運営されるものであること。 4 共同店舗と一体的に駐車場、倉庫等の付帯施設を整備することを計画の内容とする場合には、当該店舗の規模に対してこれら付帯施設が適正なものであること。 5 都市計画区域であつて、市街地再開発事業その他の都市計画事業に関する計画がある場合には、事業の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであること。 6 振興指針に記載されている事項については、振興指針の該当部分に適合するものであり、記載されていない事項については、その内容が振興指針の趣旨に沿うものであること。
実施資金額・等	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工すること。ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であつて、その事業の進捗状況が当該商店街等整備支援事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合は、この限りでない 2 商店街整備等支援事業の参加者の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。 3 資金の調達方法が特定会社又は公益法人の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

行政庁の特別の処分	<ol style="list-style-type: none">1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認及び第 44 条第 1 項ただし書きの許可を必要とするときは、当該確認及び許可を得ているか得る見込みがあること。2 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認若しくは第 32 条第 1 項の許可を必要とするときは、当該承認若しくは許可を得ているか得る見込みがあること。3 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の許可又は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条第 1 項の同意を必要とするときは、当該許可又は同意を得ているか得る見込みがあること。4 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年条例第 62 号）第 2 条の許可を得ているか得る見込みのあること。5 得ているか得られる見込みの有無の判断は、原則として各行政庁が発行する許可、承認若しくは同意を示す書面の写し又はこれらの処分を行う見込みについて記載した書面による。
-----------	---